

令和5年度 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査・質問票

今回の調査は、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（以下「独占禁止法Q&A」といいます。）で示した価格転嫁に関する下記の行為に関し、価格転嫁の状況等について、発注者の立場から確認するために行うものです。

公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q&A Q20（抜粋）

(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

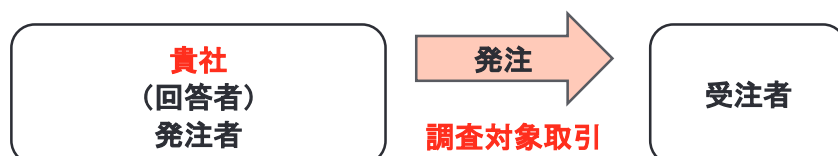
取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

※ 本件調査において「取引価格を据え置く」とは、調査対象期間（令和4年9月1日から令和5年8月31日までの間）を通して、一度も取引価格を引き上げなかった場合を指します。

【調査対象取引】



※ 本件調査では、便宜上、回答していただく事業者を「貴社」と呼称いたします。

○ 調査対象取引は、貴社が発注者の立場で行った受注者との取引です。

※ ここでいう「取引」には、事業者・消費者の別にかかわらず広く適用される価格での商品・サービスの購入は含まれません。（例：個別の事業者間契約によらず、一般消費者向けの宅配サービスを利用して荷物の運送を委託する場合や、事務用品をカタログ価格で購入する場合など）

<調査対象となる取引の例>

- ・ 食料品製造業者（発注者）が、食料品製造業者（受注者）から食材を調達する。
- ・ 製造業者（発注者）が、道路貨物運送業者（受注者）に運送業務を委託する。
- ・ 製造業者（発注者）が、印刷業者（受注者）に商品包装の印刷業務を委託する。
- ・ 総合工事業者（発注者）が、別の工事業者（受注者）に工事の一部を委託する。

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの間に、貴社が、発注者の立場で、回答用紙の1ページに記載されている「調査対象業種」を営む事業者（受注者）と取引している場合（貴社が「調査対象業種」とは別の事業を営んでいる場合を含みます。）、当該調査対象業種を営む事業者（受注者）との取引について御回答をお願いいたします。（当該調査対象業種を営む全ての事業者（受注者）との取引全体でみたときのおおよその状況を回答してください。）

※ 回答用紙が複数枚同封されている場合は、お手数ですが、回答用紙に記載されている「調査対象業種」ごとに御回答をお願いいたします。

<価格転嫁の状況について>

問1 貴社が発注者の立場で行う取引における受注者の数について、当てはまるものはどれですか。（一つ選択）

- | | | |
|--------|----------|-----------|
| ① 1社 | ④ 6～10社 | ⑦ 51～100社 |
| ② 2社 | ⑤ 11～20社 | ⑧ 101社以上 |
| ③ 3～5社 | ⑥ 21～50社 | |

問2 貴社は、受注者から、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇を理由に取引価格の引上げを要請されましたか。（一つ選択）

- ① 全ての商品・サービスについて要請された。
- ② 多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて要請された。
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて要請された。
- ④ 一部（1割～3割程度）の商品・サービスについて要請された。
- ⑤ 全ての商品・サービスについて要請されていない。

問3 問2で①～④を選択された方（商品・サービスについて取引価格の引上げを要請されたものがあつた方）にお尋ねします。貴社は、受注者からコストの上昇を理由に取引価格の引上げを要請された際に、取引価格を引き上げましたか。（一つ選択）

※ 引上げを要請された金額に対する割合ではなく、要請された商品・サービスの数に対する割合を回答してください。

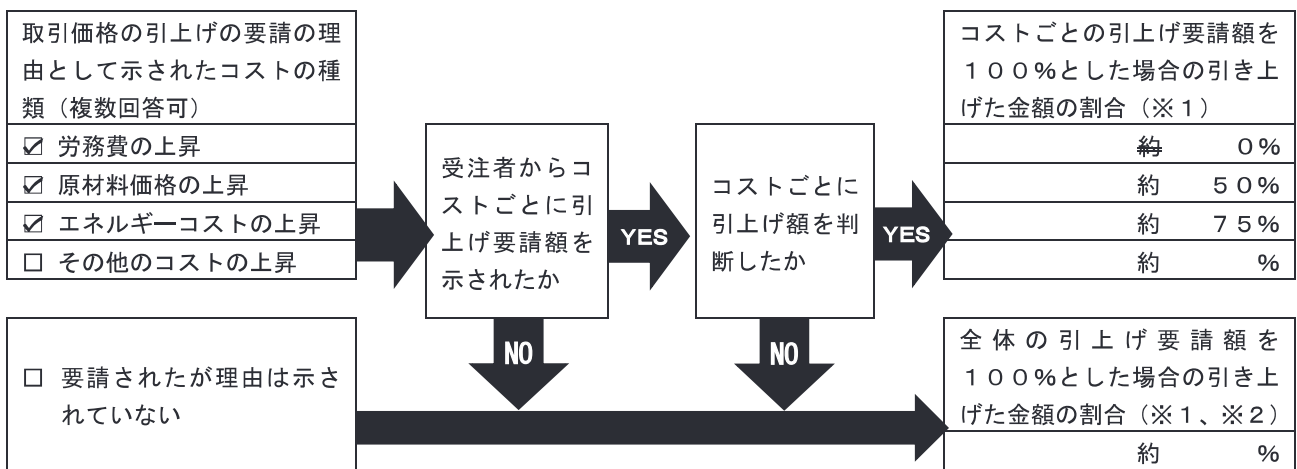
- ① 要請された全ての商品・サービスについて引き上げた。
- ② 要請された多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて引き上げた。
- ③ 要請された半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて引き上げた。
- ④ 要請された一部（1割～3割程度）の商品・サービスのみ引き上げた。
- ⑤ 要請された全ての商品・サービスについて引き上げていない。

問4 **問2で①～④を選択された方（商品・サービスについて取引価格の引上げを要請されたものがあつた方）にお尋ねします。** 貴社が、受注者から取引価格の引上げの要請の理由として示されたコストの種類と、要請された金額に対して引き上げた金額の割合（%）を回答用紙に記入してください。（複数回答可）

※ 回答用紙の1ページに記載されている「調査対象業種」を営む受注者から購入する商品・サービス全体でみた場合の平均値を記入してください。

【記入例】

例えば、回答用紙の1ページに記載されている「調査対象業種」を営む受注者から購入する商品・サービス全体でみた場合に、取引価格について、労務費の上昇を理由に平均5%の引上げ、原材料価格の上昇を理由に平均10%の引上げ、エネルギーコストの上昇を理由に平均4%の引上げを要請され、協議の結果、労務費分は引き上げず、原材料価格分は平均5%の引上げ（要求額の50%）、エネルギーコスト分は平均3%の引上げ（要求額の75%）としたときは、下図のように記入してください。



- ※1 引上げを要請されたが、据え置いた場合は「0%」と、逆に引き下げた場合は、引上げ要請額に対する引き下げた金額の割合を記入してください。（例…労務費の上昇を理由に取引価格の平均10%の引上げを要請されたが、逆に引上げ要請額の50%分の金額を元の取引価格から引き下げた場合は「-50%」と記入。）
- ※2 引上げを要請されたが要請の理由やコストごとの引上げ要請額の内訳が示されなかった場合、貴社がコストごとに引上げ額を判断せずに引き上げた場合など、コストごとの引上げ額の内訳が不明のときは、全体の引上げ要請額を100%とした場合の引き上げた金額の割合を記入してください。

問5 **問4で「 労務費の上昇」をチェックした方にお尋ねします。** 貴社が、受注者から、取引価格の引上げの要請の理由として労務費を示された理由は何でしたか。（複数回答可）

- ① 最低賃金を参考に賃金を定めているところ、最低賃金の改定（引上げ）が行われたため。
- ② 業界や同業他社の賃金水準を参考に賃金を定めているところ、これらの賃金水準が上昇したとの情報を得たため。
- ③ 昨今の物価高に対応した賃金の引上げにより、従業員の生活水準を維持する必要があるため。
- ④ 賃金を引き上げることにより、従業員の流出防止、新たな人材の確保を図る必要があるため。
- ⑤ 人手不足であり従業員の増員が必要であるところ、その分の労務費を確保する必要があるため。
- ⑥ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください。）

問6 **問4で「□ 労務費の上昇」をチェックし、引き上げた金額の割合の欄に「0%」又はマイナスの値を記入された方にお尋ねします。貴社が、労務費の上昇を反映しなかった理由は何でしたか。(複数回答可)**

- ① 貴社の予算の制約のため。
- ② 貴社が、貴社の需要者（消費者を含みます。）へ労務費の上昇分を転嫁できていないため。
- ③ 要請をしてきた受注者より低い水準の取引価格を提示する他の受注者が存在するため。
- ④ 原材料価格やエネルギーコストの上昇分の転嫁は受け入れるが労務費の上昇分の転嫁は受け入れない方針のため。
- ⑤ 受注者の経営努力で吸収できると判断したため。
- ⑥ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください。）

問7 **問2で②～⑤を選択された方（商品・サービスについて取引価格の引上げを要請されなかったものがあつた方）にお尋ねします。**受注者から取引価格の引上げを要請されていない場合において、貴社が自主的に取引価格を引き上げたことはありましたか。（一つ選択）

※ 商品・サービスの数に対する割合を回答してください。

- ① 全ての商品・サービスについて引き上げた。
- ② 多く（7割～9割程度）の商品・サービスについて引き上げた。
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の商品・サービスについて引き上げた。
- ④ 一部（1割～3割程度）の商品・サービスのみ引き上げた。
- ⑤ 貴社が自主的に引き上げたことはない。

問8 **問3で②～⑤又は問7で②～⑤を選択された方（商品・サービスについて取引価格を引き上げなかったものがあつた方）にお尋ねします。**取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、貴社と受注者との間で、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議しましたか。（一つ選択）

※ 受注者から引上げを要請されたか否か、貴社又は受注者のどちらが協議を提案したかは問いません。

- ① 据え置いた商品・サービスの全てについて明示的に協議した。
- ② 据え置いた商品・サービスの多く（7割～9割程度）について明示的に協議した。
- ③ 据え置いた商品・サービスの半数程度（4割～6割程度）について明示的に協議した。
- ④ 据え置いた商品・サービスの一部（1割～3割程度）について明示的に協議した。
- ⑤ 据え置いた商品・サービスの全てについて明示的には協議していない。

問9 **問8で②～⑤を選択された方（価格の交渉の場において明示的に協議しなかったことがあつた方）にお尋ねします。**取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、貴社と受注者との間で、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議しなかった理由は何でしたか。（複数回答可）

- ① 受注者から取引価格の引上げの要請がなかったため。
- ② 労務費の上昇分は考慮しない方針のため。
- ③ 原材料価格の上昇分は考慮しない方針のため。
- ④ エネルギーコストの上昇分は考慮しない方針のため。
- ⑤ 期間を定めて受注者と合意した取引価格が有効な期間内であるため。
- ⑥ 多数の受注者と取引があり、全ての受注者との協議の実施が間に合っていないため。
- ⑦ 貴社が受注者の立場で行う取引において、貴社の発注者に価格転嫁ができておらず、受注者と協議できるような状況ではないため。
- ⑧ 受注者のコストが上昇していない又は受注者の経営努力で吸収できると判断したため。
- ⑨ 競争入札や見積り合わせ等の方法により、その都度取引価格を決定しているため。（※見積り合わせの方法ではなく、貴社が特定の受注者に継続して発注している取引であって、都度見積りをとっている場合はこれに該当しません。）
- ⑩ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください。）

問 10 **問3で②～⑤を選択された方（要請されたにもかかわらず商品・サービスについて取引価格を引き上げなかったものがあつた方）にお尋ねします。**受注者から、コストの上昇を理由に取引価格の引上げを要請されたにもかかわらず取引価格を据え置いた商品・サービスに関し、貴社から、取引価格を据え置いた理由について、書面、電子メール等の記録に残る方法で回答しましたか。（一つ選択）

- ① 全ての受注者に対し、書面、電子メール等により回答した。
- ② 多く（7割～9割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した。
- ③ 半数程度（4割～6割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した。
- ④ 一部（1割～3割程度）の受注者に対し、書面、電子メール等により回答した。
- ⑤ 書面、電子メール等による回答は一切していない。

<インボイス制度について>

問 11 インボイス制度の導入に関連して、貴社は、免税事業者である受注者に対し、課税事業者に転換するよう求めたことがありますか。（一つ選択）

- ① ある。
- ② ない。
- ③ 受注者に免税事業者はいない。（⇒③の場合、以上で質問は終了です。）

問 12 **問11で①を選択された方（課税事業者に転換するよう求めた方）にお尋ねします。**当該求めに応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありますか。（一つ選択）

- ① ある。
- ② ない。

問 13 インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である受注者が、免税事業者のままでいる場合、当該受注者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。（一つ選択）

- ① これまでの取引価格から、仕入税額控除が認められない金額[※]を上回る金額を引き下げる。
- ② これまでの取引価格から、仕入税額控除が認められない金額[※]の範囲内で金額を引き下げる。
- ③ これまでの取引価格を据え置く。
- ④ これまでの取引価格を引き上げる。
- ⑤ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください。）

※ 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

問 14 インボイス制度の導入後、取引先の免税事業者である受注者が、課税事業者に転換しインボイス発行事業者になった場合、当該受注者との取引価格をこれまでと比較してどのように設定する予定ですか。（一つ選択）

- ① 受注者が課税事業者に転換した場合に生じる納税負担[※]の「全部」をカバーできるように取引価格を引き上げる。
- ② 受注者が課税事業者に転換した場合に生じる納税負担[※]の「一部」をカバーできるように取引価格を引き上げる。
- ③ これまでの取引価格を据え置く。
- ④ これまでの取引価格を引き下げる。
- ⑤ その他（具体的な内容を回答用紙に記入してください。）

※ 令和5年度税制改正により、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合は、納税額を売上税額の2割とできる3年間の経過措置が講じられています。

質問は以上です。御協力いただき誠にありがとうございました。

なお、これまでの回答で補足する事項がございましたら、回答用紙の自由記載欄に記入してください。記入欄が足りない場合は、用紙を補って記入してください。（その際、その用紙に、「自由記載欄の別紙」などと明記してください。）

また、回答内容について、後日、公正取引委員会の担当者が問い合わせ等をさせていただく場合がありますので、回答用紙の写し又は回答用ファイルを保存しておいてください。

